

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年1月26日
【会社名】	株式会社クシム
【英訳名】	Kushim, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 大介
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 松崎 祐之
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山六丁目7番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長伊藤大介及び最高財務責任者松崎祐之は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年10月31日を基準日として、2022年11月1日から2023年10月31日までを対象として行われており、財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的影響の重要性がない連結子会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社及び連結子会社の当連結会計年度における売上計画の概ね3分の2程度を占める事業拠点を重要な事業拠点として選定しており、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び自己保有暗号資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告に重要な影響を及ぼす業務プロセスとして選定し、評価対象に追加しております。

なお、連結子会社である株式会社カイカエクスチェンジホールディングス（2023年11月1日付で株式会社ZEDホールディングスに商号変更）並びにその完全子会社である株式会社カイカエクスチェンジ（2023年11月1日付で株式会社Zaifに商号変更）及び株式会社カイカキャピタル（2023年11月1日付で株式会社Web3キャピタルに商号変更）は評価の範囲に含めておりません。株式会社カイカエクスチェンジホールディングスについては、2023年10月31日付で株式を取得し連結子会社となったものであり、株式会社カイカエクスチェンジ及び株式会社カイカキャピタルは株式会社カイカエクスチェンジホールディングスが株式を100%保有している会社であります。内部統制の評価に必要な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためであります。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、株式会社カイカエクスチェンジホールディングスについては、2023年10月31日付で株式を取得し連結子会社となったものであり、株式会社カイカエクスチェンジ及び株式会社カイカキャピタルは株式会社カイカエクスチェンジホールディングスが株式を100%保有している会社であります。内部統制の評価に必要な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでしたが、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

当社は、前事業年度末における財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策を講じ、内部統制の整備・運用の改善を図ってまいりました。

- 1．決算・財務報告プロセスにおける会計方針の理解促進と対応力の強化
- 2．上記内容の関係者間での情報共有及びグループ会社への周知徹底

3．社内外の研修の受講等による決算業務に従事する人員のスキル向上

その結果、当事業年度末時点における当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。